

平成19年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年12月4日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月4日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		税務課長	長尾 彰夫		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保険医療課長	鈴木 利彦
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	環境課長	上田 実
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治		
教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
	小中学校給食センター所長	村上 勝芳	生涯学習課長	川合 保	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	志治 正弘
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	7 番	小原喜一郎	8 番	中村 英子	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第5 請願第3号 保育料の値上げ中止を求める請願書
- 日程第6 承認第3号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第56号 蟹江町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第57号 蟹江町佐屋川グラウンド設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第58号 蟹江町精神障害者医療費支給条例の制定について
- 日程第11 議案第59号 蟹江町中央公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 蟹江町体育館設置及び管理に関する条例及び蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第62号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第63号 蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 日程第16 議案第64号 蟹江町障害者医療費支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第65号 蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第66号 蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第19 議案第67号 蟹江町産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第68号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第21 議案第69号 蟹江町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第22 議案第70号 蟹江町老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第23 議案第71号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第24 議案第72号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第25 議案第73号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第74号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第27 議案第75号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第28 議案第76号 平成19年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
日程第29 議案第77号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
日程第30 議案第78号 平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第31 議案第79号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
追加日程第32 議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 菊地 久君

平成19年第4回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

伊藤俊一君より、葬儀のため10時40分ごろからお昼まで中座したい旨申し出がありましたので、これを許可いたしました。

皆様のお手元に議会運営委員会報告書、議事日程及び請願書の写しが配付されております。

ここで、副町長から蟹江中学校吹奏楽部マーチングバンド全国大会出場の報告と第2回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の結果報告がしたい旨の申し出がありましたので、許可いたします。

○副町長 水野一郎君

報告した。

○議長 菊地 久君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には志治正弘君を指名いたします。

ここで、去る11月28日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

（7番議員登壇）

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番の小原喜一郎でございます。

去る11月28日午前9時より議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議の結果について報告を行います。

まず最初に、会期の決定についてでございますが、本日、平成19年12月4日から12月20日

まで17日間とすることといたしました。

2番目でございますが、議事日程について、本日12月4日9時より本会議並びに全員協議会を開催することといたしました。

なお、人事案件につきましては、議案第55号でございますが、本日、精読の後、審議・採決することといたしました。

12月5日午前9時より、本日全員協議会が終了しない場合、継続して全員協議会を開催することといたしました。

12月7日午前9時より、総務民生常任委員会を開催いたします。付議事件につきましては、議案第3号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第70号、いずれも総務民生常任委員会に付託することといたしまして、審議していただくことといたしました。

続きまして、午後1時30分より防災建設常任委員会を開催することといたしました。付託案件につきましては、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号の4案件といたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、総務民生常任委員会の付託案件が大変多ございますので、午前中に済むかどうかということも協議をさせていただいたんですが、最悪の場合は少し延長していただくということで、防災建設常任委員会が若干おくれることもあり得るか。可能な限り昼前に終わるように努力するようでございますけれども、そういうこともありますので、ご承知おきいただきたいと思うのであります。

12月12日午前9時より本会議を開催し、一般質問を行います。

なお、一般質問終了後、議会運営委員会を開催いたします。さらに引き続いて、広報編集委員会も開催する予定といたしました。

12月13日でございますが、前日の一般質問が終了しない場合、引き続き午前9時より本会議を開催し、一般質問を行うことといたしました。前日同様に一般質問終了後、議会運営委員会、広報編集委員会それぞれ開催することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

12月19日午前9時より本会議を開催いたします。追加議案を上程し、精読の後、最終に採決することといたしました。それぞれ委員長報告を行い、議案審議・採決をすることといたします。

12月20日は、予備日とさせていただきます。

次に、3番目でございますが、人事案件についてでございます。「議案第55号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、きょう上程・精読の後、追加日程により審議・採決することといたしました。

4番目、請願書の取り扱いについてでございますが、平成19年11月27日付で提出された

「保育料の値上げ中止を求める請願書」については、本会議上程後、総務民生常任委員会へ付託することといたしました。

5番目、意見書等についてでございますが、意見書の取り扱いについてでございますが、9月定例会以降に提出された13件の意見書の取り扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議することといたしまして、協議される意見書案につきましては、13案件あるわけでありましたが、(1)原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書、(2)安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書、(3)後期高齢者医療制度の実施を凍結し、抜本的な見直しを求める意見書、(4)介護保険の改善を求める意見書、(5)安心して子育てできる制度の確立を求める意見書、(6)消費税率引き上げに反対する意見書、(7)医療・介護・福祉などの拡充を求める意見書、(8)後期高齢者医療制度の充実を求める意見書、(9)看護職員確保法の改正を求める意見書、(10)深刻な医師不足打開のための法制度を求める意見書、(11)現行保育制度の堅持・拡充・保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書、(12)保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書、(13)障害者(児)のいのちとくらしを守る支援施策に関する意見書、以上でございますが、それぞれ会派に持ち帰っていただいて、よくご論議いただいて、12日ないしは13日に議会運営委員会を開催して決めたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

6番目、町に関係する陳情書の取り扱いについてでございますが、(1)「蟹江町ニツセン跡地計画に対する陳情書」については、議会として何らかの意思表示をすることが必要であるということ認めて、その取り扱いを各会派でご協議いただくことにいたしました。

(2)「行政と地域商工業者と商工会の一体的支援体制の確立について」という陳情書が提出されておりますけれども、これにつきましては、議員各位に周知することといたしました。それぞれお手元に配付されているかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

7番目、追加議案についてでございますが、「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、最終日の冒頭に上程し、精読の後、日程に追加し、審議・採決することといたしました。最終日まで決まるかどうかというお話もありましたけれども、既にもう決まって、連絡も来ているようでございますので、間違いのないようであります。

8番目、その他でございますけれども、(1)全員協議会の提出案件である「ニツセン跡地について」ですが、北之町町内会から傍聴の希望があり、議長判断により傍聴を認めるということといたしまして、またこれにより全員協議会の日程を調整することもあるということをご承知おきいただきたいというふうに思います。

(2)CATV導入により議会放映を平成20年第1回定例会から行うことといたしました。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

(7番議員降壇)

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により7番小原喜一郎君、8番中村英子君を指名いたします。

○議長 菊地 久君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

会議規則第121条ただし書きの規定に基づき、お手元に配付の文書のとおり平成19年11月13日、飛島村で開催されました海部南部町村議員研修会に、松本正美君を初め15名を派遣したのでご報告いたします。

○議長 菊地 久君

日程第4 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

お手元に配付の文書のとおり、平成19年12月21日、津島市で開催予定の海部郡町村議会正副議長会に山田乙三副議長を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の文書のとおり派遣することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第5 請願第3号「保育料の値上げ中止を求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第92条第1項の規定により所轄の総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長 菊地 久君

日程第6 承認第3号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第7 議案第55号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

今、部長が説明をさせていただきました被推薦者の牛田加代子さん、お目通しをいただくとありがたいんですが、平成17年7月から人権擁護委員として、法務大臣の委嘱を受けて現在活躍をいただいております。人格と見識、それから人望も非常に厚いということでございますので、適任者であると思っております。どうぞ皆様方のご推薦をよろしくお願い申し上げますとともに、ご審議を賜ればありがたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第8 議案第56号「蟹江町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第9 議案第57号「蟹江町佐屋川グラウンド設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第10 議案第58号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第11 議案第59号「蟹江町中央公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第12 議案第60号「蟹江町体育館設置及び管理に関する条例及び蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第13 議案第61号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

総務文教常任委員会で付託されておりますので、そこで質疑をいたしますけれども、ちょっと確認ですが、間違いではないと思いますけれども、議案第59号には、使用料に関して、使用した時間の前後を無料にするという項目があるんですが、この前後を無料にするという考え方は今新たに出たんですが、協議会等ではちょっと聞いていなかったと思いますが、これは今説明にありました議案第60号、61号に関しては、そのような規定というのは、入っていないように提案では見受けられますけれども、これは別に間違いではなくて、このような考え方で、それぞれだということでもよろしいかどうか確認をしたいと思いますが。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

おっしゃるとおりで、それぞれ考えておりますので、この学校体育施設の開放につきましては、続いての関係は無料という格好では取り扱っておりません。中央公民館のみの考え方でございます。

○議長 菊地 久君

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第14 議案第62号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

常任委員会で審議するに当たって、資料を1つお願いしたいと思うんですが、特別徴収に係る対象者の数ですね、金額的な制限等いろいろ入っておりますので、きちんとした数は出てこないと思いますけれども、大ざっぱでもよろしいものですから、特別徴収に係るもの、普通徴収に係るもの、その割合についての資料をお願いしたいと思います。

○議長 菊地 久君

資料請求がありましたけれども。

○民生部長 石原敏男君

できるだけ常任委員会までに資料を整えて、出せるようにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第15 議案第63号「蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第16 議案第64号「蟹江町障害者医療費支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第17 議案第65号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。午前10時35分から再開いたします。

(午前10時17分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 菊地 久君

日程第18 議案第66号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第19 議案第67号「蟹江町産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第20 議案第68号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、資料請求をしたいというふうに思えます。

都市公園と称する公園施設の明細と、その面積の資料をご提出いただきたいと思うんですが、例えば学戸グラウンドで言えば、運動場面積と周りの緑地の面積を、できれば区分して出していただくとありがたいんですが。

○産業建設部長 河瀬広幸君

今の資料請求は、運動施設の部分と、それ以外の面積の区分けと、あとはそれぞれの施設ごとにわかればよろしいですね。

○議長 菊地 久君

いいですか。

(発言する声あり)

よろしいですね。わかりました。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

それから、先ほど先ほど請求のありました資料は、常任委員会開催日の前日までに事務局へ提出を願いたいと思います。よろしいですね。

○議長 菊地 久君

日程第21 議案第69号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道部次長 大河内幹夫君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○15番 伊藤正昇君

15番 伊藤です。

大分細かく分けられるようになったんですけども、大体戸数がどのくらいばらばらになっておるか、資料を委員会までお願いしたいと思います。

○議長 菊地 久君

資料請求でございますが、よろしゅうございますか。

(発言する声あり)

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

先ほど請求のありました資料は、常任委員会開催日の前日までに事務局長の方へ提出を願

います。

○議長 菊地 久君

日程第22 議案第70号「蟹江町老人医療費支給条例の廃止について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第23 議案第71号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第71号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第24 議案第72号「愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第72号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第25 議案第73号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○14番 山田乙三君

14番 山田乙三です。

2点ほど確認としてお聞きしていきたいんですけども、まず11ページ、中ごろにございます確定申告等入力事務委託料54万円、それからその下の借上料、パソコン借上料で21万8,000円ということになっていきますけれども、簡単な流れですね、非常に職員の方、確定申告の時期になると、本当にくたくたになって大変だなと、ご苦労さんだなという気持ちがありますし、また中身について私はとやかく言いません。町民の方で非常にふなれな方が相談に見えたり帰られたりということで、非常に満室になっている状況をよくわかっていますんであれですけども、1つは、職員と相談されたり、今、実際は6人だと思いますね。津島の税務署員が1人、それから一般の税理士が1人、あとは臨時職員が4名でトータル6名ぐらいで回してみえると思いますけれども、その中で相談されて、非常に整理整頓をしていなくてお見えになる方もおられるかと思えますし、本当にご苦労さんだなと私は想像するわけですけども、その中で確定申告用紙というのが当然ありますね。当然でき上がって受け付けするわけですけども、もう一方ではタッチパネルというのがございまして、自分で入力しますと、諸計算がプリントアウトされて、正しかったかどうかと、非常に検算も含めて、現実に便利なものがあるわけですね。これが恐らくパソコン借上料に該当するのかなと。当

然プリンターはどうかのかなど。これ1台で21万8,000円なのか、2台かどうか、これは時期的なものですから、確定申告の時期だけですから、その辺と確定申告の作業の流れです、簡単に手短でいいですけども、細かいことは必要ありませんが、どんな流れでやっておられるか、ちょっとご説明を願いたい。

それからもう1つ、13ページの一番下のところですけども、さらっと説明されましたけれども、温泉使用料163万1,000円、これちよろっと言われましたが、漏水と。管理監督の面で温泉の湯が漏れているということは、いわゆるかけ流しで使っているわけではないですから、管理されている方が、あれちょっと使用料が多いのではないか、あるいは量が多いのではないかということは、当然お気づきになっても当たり前だと思いますけれども、場当たり式な形ということを言うと大変失礼ですけども、結果的に「ああ漏れとったがや」ということではないと思いますが、この辺。

もう1点、ふろのタイルがということだけでも、これは一たんタイルがはがれますと、私も前、会社にしまして、こういう点では詳しいんですが、何か例えばポリに変えるとか木にするとか、どんどんこれお金が積み重なってきますよ。ですから、そういうご検討もされているかどうか、そういったことも含めてご説明願えたらありがたいんですけども。

○議長 菊地 久君

今の質問に対して答弁いただけますか。

○税務課長 長尾彰夫君

失礼します。今の議員の質問でございますが、まず申告の流れという1点目です。それからあと2点目が、リース、借上げの内訳でございますね。この2点について簡単に説明させていただきます。

まず、申告の流れにつきましては、住民の方が申告をされる方法としましては、まず私どもが2階の方で受け付けする申告ですね、それが1点。それからあと自分で作成されて、私ども税務課の1階の窓口で直接お持ちになる方、それからあと津島税務署の方で直接出される方、この3点の申告の手順があるんですが、私ども町としましては、直接私どもが2階で、納税者の方と面接で1対1で申告書の作成作業をさせていただいておるんですが、私ども作成させていただいて、あとその場ですぐ提出していただいて、あと私どもが内容をチェックし、また税務署に送るという形になっております。

それからあと、1階の窓口で、投げ込みと私ども言わせていただいておりますが、1階で出されてものにつきましては、私ども今、申告システムといって、パソコンの方に直接データ入力をさせていただいておりますので、その方につきましては、昼間の申告の終了後、5時以降、これは時間外ですべてのデータを入力して税務署に送るという方法をやっております。

それからあと、税務署の方に提出されたものにつきましては、1枚目は所得税の関係の申

告書になります。それから3枚複写になっておるんですが、2枚目につきましては、住民税分ということで、私どもが津島税務署の方に直接伺いまして、2枚目を受領してくると。それで受領をしてきたものを、また時間外で私どもがパソコンの方にデータ入力をする。それであと私どもは新年度の課税に向けて、その他入力間違いとかそういうのも確認して、最終の課税に至るわけでございます。

それからあと、今回、リースのものについてですけれども、72万円ほど上げさせていただきましたが、内訳としましては、今年度から実は、皆さんもご承知のとおり、平成18年度の税制改正で大幅に税制が改正されました。その関係で住民税がほとんど一律10%ということで、ほとんどの方が住民税が倍になっております。それにあわせて所得税の方は、逆にほとんどの方が半分近く減額されておると思います。当然所得税が減額になりますと、今まで住宅控除を受けられてみえた方、その方につきましては、今までは所得税の額がありましたので、住宅控除の金額をすべて引くことができたんですが、19年分につきましては、所得税がかなり減っておりますので、住宅控除を全部引き切れないという方がかなりお見えになります。

実はその方の、申告とはまた別に、私どもに住宅控除、引き切れなかったものについては、翌年度の住民税から引くということで、実は以前、税制改正で町条例の一部改正をお願いしたんですけれども、あわせて私ども、ことしその受け付けをする作業が余分に入ってきております。当然その受け付けを専任で1階の方でやる予定ではおりますけれども、今の予定としましては、800人とかそういう単位でございますので、その分、2階の申告会場に上がる職員が、当然今までは5人とか6人で私ども職員を上げて作業をさせていただいておったんですが、その作業で1人上に上がれないと。さらに実は9月で正職員が1名、急に退職されましたので、その関係で実際のところ来年2月、3月に申告会場に上がれる職員が3名か4名ぐらいしか、私ども税務課の職員としては上がれないと。そういうことがありましたので、それではとてもお見えになる住民の方の受け付けができないという深刻な状態が予測されましたので、実は今回初めてのケースでございますけれども、総務部の中に今、総務課と企画情報課とあるんですが、その中で税務課経験者の方に実は申告期間中、特に忙しい期間、応援していただくという体制をしいて、できるだけ町に申告書の作成でお見えになった方に支障がないように、スムーズにやれるように、応援をいただく格好で実は今予定しております。

ただ、そのためには、当然、私ども申告したものを直接パソコンで入力しておりますので、そこでパソコンが不足するというので、今回実はパソコンのリースを、延べで9台でございますが、2月、3月に計上させていただきました。あとなおかつ、実は当然、申告の私ども受け付け件数もかなりふえると予測しております。その関係で1階の窓口の方で個人で作成された申告書を入力する作業につきまして、今までは時間外でやっておったんですけれども、その分、パンチャーを2人分、予算を計上させていただいて、専任でその分の入力をや

らさせていただくということが、私ども今回補正を出していただいた経緯でございます。

ちょっと説明不足になったかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

福祉センターのおふろのことでございます。これ実は季節要因と申しますか、季節によっておふろの使用量等もある程度変わってまいりますし、そういったようなところで、当初見とおったよりも、じわじわと進んでいったというのが現状かなというふうには今考えておるところです。

それで、いろいろ設計業者ですとか、そういうようなところにも相談をしたりしまして、特定をしたところが、どうも浴槽本体から漏れておるのではないかと申すことで、見積もりをとらせていただきました。そこでは浴槽のタイプを変えるのではなくて、タイルをすべてはつりまして、防水の方からきちんと対応していくのが一番いいのではないかと申すことで、今回こういった予算を計上させていただいたわけでございます。

ですから、管理監督の面で、私、所長と申しますか、センター長をやっておるわけでございますけれども、そこで何かあれば、またそのようにきちんと対応していきたいというふうには考えておりますけれども、できる限り早く見つけるがために、いろいろ毎月精査しながら、支出の方もチェックしながらやっていったところが、わかった時点ということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 菊地 久君

山田議員、答弁はよろしゅうございますか。

ほかに質疑はありませんね。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第73号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第26 議案第74号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これから質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号は精読とされました。

暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

(午前11時49分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 菊地 久君

次に入る前に、石原民生部長より国民健康保険特別会計補正予算の提案説明につきましての訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

○民生部長 石原敏男君

訂正説明した。

○議長 菊地 久君

では、日程第27 議案第75号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田でございます。

今、説明を省略されましたが、一番最後のページの第三者行為求償事務手数料ですね、この表だけご説明をお願いしたいと思います。交通事故だか何だか、どういうシステムか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

第三者行為につきましての説明でございますが、これは交通事故ですとかそういったような方で、本来のみずからの責任による病気・けが以外の、第三者がかかわってこうむった医療費に係るものでございまして、ここの部分が25万5,081円ということの医療費総額があったわけでございます。これにつきましては、行為をされた方、損害賠償という格好で町

の方に返還をさせていただいておりますので、支払ったものですが、こちらの方に一たん入れております。これは雑入とかそういうようなところで処理をしておるところでございますので、差し引きは実質的には「行って来い」という関係でございますので、影響はほとんどないですけれども、数字としては上がっておりますので、記入をさせていただいたところがございます。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

後半の交付金確定額の1、2という、医療費と第三者行為に由来のお金、行くお金ですね、ここの仕組みを少し聞きたいんです。どういう仕組みになっているんですか。上が医療費総額、それで個々で立てかえて何かで受け入れたか、どういうふうになっておりますか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

すみません。交付金の関係で確定額というのは、これは18年度におきまして医療費の総額が決まったため、こういった金額が法律に基づいたりして決まってくるわけでございます。それ以前に概算でいただいておりますので、それが交付金の受入額というところ、(2)番の方に記入させていただいております。

ですから、実質既に受け取ってしまっている(2)番、交付金の受入額から実質に払わなければいけないもの、交付金の確定額を差し引きしたもので、精算額というふうに記載させていただいております。ここでマイナスがついておりますのは、受入額が少なかったということで、追加に交付をしていただくということで、請求をしたものでございます。例えば上の県費のところプラスになっております222万243円というものは、これは受け入れが多かったものですから、県の方にお返しをするというところでございます。同様に町の部分につきましては、同じく医療費、第三者行為を合わせまして、精算額1億1,025万3,723円、これを町の方に本来返還するものでございます。ただ、補正につきましては、当初にある程度の予算が見込んでありますので、そういった差し引きがされて補正予算を上げさせていただいておりますので、よろしくご理解のほどいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑は。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、同じような質問になるわけですが、歳入で一般会計繰入金3,744万9,000円、これは先ほどの説明ですと、交付金の不足額ということの説明がありましたですね。歳出で今度は一般会計繰出金ということで、一般会計へ戻すお金が1,488万円ということになっておるようですね。それで、最初の不足額の部分ですが、

3,400万何がしでしたか、これはやがて国・県から入ってくる見込みとして考えていいかどうかですね。私わからんのは、こういう操作を、例えばこれは「行って来い」という形になりますよね、それがどこか節目があつて、例えば前年度分でこうなったのか、どこで切りにしてここにしているのか、さまざま、国から決定額が来たのでこういう操作をしたのか、その辺を聞かせてください。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

これにつきましては、18年度分の精算に伴うものでございまして、ずっと昔のやつをずるずる引きずってということではございません。とりあえず18年度の精算を行わせていただきまして、今19年度については、まだ年度の先までございますので、その見込みでまた違うところで補正の方をお願いするというを、毎年度繰り返させていただいておりますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、今の説明ですと、お返しする1,488万円は、これ前年度分の決算といいますか、締め切りと、こういうふう理解していいんですかな。それで3,000万円余、新たに一般会計からお借りする、お借りするのかどうか知りませんね、どういうことか知りませんが、これは今年度分で、なお国から後から来る可能性のある額なのかどうか、ちょっとそれだけ聞かせてください。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

すみません、8ページ、9ページの方の繰入金金の3,700万円につきましては、先ほど申し上げましたように今年度の見込みで足りなくなるであろうところのお金、プラス法定の分をお願いしたというものでございます。

それで、歳出の方の10ページ、11ページの方の一般会計繰出金というところで、特別会計から見れば一般会計の方にお渡しするという形で、1,488万円の補正をお願いして、合計1億1,039万5,000円の繰り出しを、一般会計の方へお返しをするという形の精算を行っておるところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

(「それは前年度分」の声あり)

これは前年度分でございます。

○議長 菊地 久君

ほかにないですね。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第75号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第28 議案第76号「平成19年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第76号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第29 議案第77号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

先ほどの8、9ページの説明の中での特別徴収分と普通徴収分のそれぞれ増額・減額の関係についてでありますけれども、これはいわば自然増、あるいは自然減でこういうふうになったというものでしょうか。何らかの制度の変更によって、特別徴収分が新たにできたので、それに切りかわったということなんでしょうか。その辺をちょっと聞かせていただけませんか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

特別徴収と普通徴収の関係でございますが、別段制度の変更等はございませんので、これは自然増・自然減という格好、そういうような格好での見込みの数字でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 菊地 久君

ほかに。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第77号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第30 議案第78号「平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第78号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第31 議案第79号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第79号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

ませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第55号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号を日程に追加し、追加日程第32として議題とすることに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

追加日程第32 議案第55号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 1時35分)